

お知らせ

令和四年一月三十一日付け広島県告示第四十号で、次の事業について、土地収用法第三四
条の三の規定による手続開始の告示がありました。

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥
地内から同市赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特
別高圧送電線付替工事

手続開始の告示があつた土地は次のとおりです。

イ 収用の部分

広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥、字岡、字藪田及び字石田端並びに
瀬戸町大字地頭分字虎、字コウゲ畑、字瀬戸、字生草、字大景、字大井手、
字別所、字溝淵、字折木及び字松山地内

ロ 使用の部分

広島県福山市瀬戸町大字長和字石田端並びに瀬戸町大字地頭分字虎、字コウゲ
畑、字生草、字大景、字大井手、字別所、字溝淵、字折木及び字松山地内

ついては、同法第三四条の五の規定によつて令和四年一月三十一日から次のような効果が
発生していますので、同法第二八条の二の規定に基づきお知らせします。

- 1 土地に対する補償金の額が固定されること。
- 2 土地の形質等の変更及び関係人の範囲が制限されること。
- 3 同法第三十九条第二項の規定による裁決申請の請求が行えること。
- 4 同法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求が行えること。
- 5 明渡裁決の申立てが行えること。

なお、補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」
に記載しておりますので、必要な方は国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所用地課、
又は福山市建設局建設管理部用地課において下されば配布いたします。
その他不明な点については、左記事務所に照会ください。

連絡先

広島県福山市三吉町四丁目四番一三号

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所 用地課

〔電話〇八四（九二三）二六二二〕